

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月9日
【会社名】	オンコリスバイオフーマ株式会社
【英訳名】	Oncolys BioPharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦田 泰生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5472-1578（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理担当 六反田 靖
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5472-1578（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理担当 六反田 靖
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 13,432,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,063,192,000円 （注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	18,400個
発行価額の総額	13,432,000円
発行価格	730円（本新株予約権の目的である株式1株当たり7.3円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成28年12月26日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	オンコリスバイオフーマ株式会社 経営企画部
払込期日	平成28年12月26日
割当日	平成28年12月26日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店

(注) 1 オンコリスバイオフーマ株式会社第15回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）は、平成28年12月9日開催の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,840,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げる。）が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：当初669円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。）</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,840,000株（平成28年11月30日現在の発行済株式総数に対する割合は19.94%）、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：1,244,392,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,840,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> <li>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</li> </ol>

## 新株予約権の行使時の払込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,114円とする。
- 2 行使価額の修正
- 別記「(2) 新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が669円(以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。
- 3 行使価額の調整
- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式の分割により普通株式を発行する場合
- 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)
- 調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,063,192,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年12月27日から平成30年12月26日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり730円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり730円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり730円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「（資金調達の目的）」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容（2）資金調達方法の選択理由（他の資金調達方法との比較）」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）より提案を受けた下記「2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容（1）資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容（2）資金調達方法の選択理由（本スキームの特徴）」に記載のメリットがあることから、下記「2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容（2）資金調達方法の選択理由（本スキームのデメリット）」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社

の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社は、ウイルス学に立脚した技術を駆使して、がんや重症感染症の治療法にイノベーションを起こし、世界の医療に貢献することを使命としています。現在、がん領域では新たながん治療薬が承認されてきていますが、いまだその効果は十分ではなく、さらにより良い治療法の開発が望まれています。

OBP-301(テロメライシン®)は、がん細胞で特異的に増殖し、がん細胞を破壊することができるように遺伝子改変された5型のアデノウイルスです。5型のアデノウイルス自体は風邪の症状を引き起こすもので、自然界にも存在します。

テロメライシン®は、テロメラーゼ活性が高いと言われているがん細胞で特異的に増殖することでがん細胞を溶解させる強い抗腫瘍活性を示すことや、正常な細胞の中では増殖能力が極めて低いということで、臨床的な安全性を保つことが期待されています。用法としては局所療法が中心となるため、体の負担も少なく、放射線治療や化学療法剤との併用により、さらに強力な抗腫瘍活性が導き出せることも明らかになっています。またこれまで嘔吐・脱毛・造血器障害などの重篤な副作用は報告されていないことから患者様のQOL(Quality of Life)の向上が期待されます。

FDA(米国食品医薬品局)/CBER(生物医薬品局)からテロメライシン®のPhase Ⅲ臨床試験実施の許可を得た上で、各種固形がん患者を対象に、単回投与16例及び反復投与6例の臨床試験を完了しました。その結果、主な副作用は一過性の発熱や風邪様症状等であり、一部の症例において腫瘍縮小効果が認められました。また、メラノーマ患者では、テロメライシン®の投与部位のみならず、非投与部位の腫瘍にも縮小効果が観察され、その全身作用が期待されています。

現在、韓国・台湾での肝細胞がん患者を対象としたPhase Ⅲ臨床試験が実施されており、国内では食道がん患者を対象に放射線を併用した医師主導臨床研究が岡山大学で実施されています。しかしながら、さらなるテロメライシン®の開発スピードアップのために、積極的な研究開発資金の調達を行い、財務基盤を拡充する必要があると判断し、また、多くのグローバル大手製薬会社が開発を進める免疫チェックポイント阻害剤の上市が続く環境下、テロメライシン®と免疫チェックポイント阻害剤(注)を併用する臨床試験を推進し、本剤の市場性の拡大を目的とした臨床試験を実施したいと考えています。

今回の資金調達による調達資金につきましては、主に以下の研究開発等への充当を予定しております。

テロメライシン®単剤及び免疫チェックポイント阻害剤との併用療法での臨床試験の実施

臨床試験で使用するテロメライシン®の追加GMP(Good Manufacturing Practice)製造の実施

今回の資金調達を通して上記の活動資金を確保することで、テロメライシン®の研究開発をスピードアップし、製薬会社へのライセンス契約締結に向けた活動を加速させてまいります。

当社は長期的に安定した財務基盤を維持し、将来の資金需要を見据えた機動的な資金調達手段が必要であると考え、また既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。今後、今回の資金調達によりテロメライシン®の研究開発結果を早期に収益化に繋げ、中長期的な企業価値の最大化を目指してまいります。

(注) がん細胞による免疫細胞からの攻撃をブレーキする部分(免疫チェックポイント)を阻害し、免疫細胞の働きを再び活発にしてがん細胞を攻撃できるようにする抗がん剤。

## 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

## (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割り当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

当社は、メリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

## (本新株予約権の行使の指定)

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。）をメリルリンチ日本証券に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、指定された数の本新株予約権を、20取引日の期間中に、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社から本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならない。また、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

## (本新株予約権の行使の停止)

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。

## (本新株予約権の取得に係る請求)

メリルリンチ日本証券は、平成28年12月27日から平成30年11月14日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成30年11月15日以降平成30年12月4日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

## (本新株予約権の譲渡)

コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

## (2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

## (本スキームの特徴)

当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,840,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成28年11月30日の発行済株式数9,228,100株に対する最大希薄化率は、19.94%。平成28年6月30日の議決権総数92,236個に対する最大希薄化率は、19.95%）。

当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意図を有しておらず、また、当社の経営に関与する意思を有していないこと。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

## (本スキームのデメリット)

市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。

株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。

株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

## (他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項なし
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項なし
- 6 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 7 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- 8 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,063,192,000	10,000,000	2,053,192,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（13,432,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（2,049,760,000円）を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

### (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
テロメライシン®(注)単剤及び免疫チェックポイント阻害剤との併用療法での臨床試験の実施	1,635	平成28年12月～平成31年12月
臨床試験で使用するテロメライシン®の追加GMP製造の実施	残額	平成30年3月～平成31年9月

- (注) OBP-301（テロメライシン®）は、がん細胞で特異的に増殖し、がん細胞を破壊することができるように遺伝子改変された5型のアデノウイルスです。5型のアデノウイルス自体は風邪の症状を引き起こすもので、自然界の空気中にも存在します。

テロメライシン®は、テロメラーゼ活性が高いと言われていたがん細胞で特異的に増殖することでがん細胞を溶解させる強い抗腫瘍活性を示すことや、正常な細胞の中では増殖能力が極めて低いということで、臨床的な安全性を保つことが期待されています。用法としては局所療法が中心となるため、体の負担も少なく、放射線治療や化学療法剤との併用により、さらに強力な抗腫瘍活性が導き出せることも明らかになっています。またこれまで嘔吐・脱毛・造血器障害などの重篤な副作用は報告されていないことから患者様のQOL（Quality of Life）の向上が期待されます。

テロメライシン®単剤及び免疫チェックポイント阻害剤との併用療法での臨床試験の実施について

現在行っている韓国・台湾での肝細胞がん患者を対象にしたテロメライシン®のPhase / 臨床試験及び岡山大学が食道がん患者を対象に行っている放射線併用の医師主導臨床研究に加えて、下記の臨床試験を新たに開始したいと考えています。

- 1) メラノーマ患者を対象にテロメライシン®単剤のPhase / 臨床試験（米国）
- 2) メラノーマ患者を対象にテロメライシン®と免疫チェックポイント阻害剤を併用したPhase / 臨床試験（米国）
- 3) 食道がん患者を対象にテロメライシン®と免疫チェックポイント阻害剤を併用したPhase / 臨床試験（日本）
- 4) 食道がん患者を対象にテロメライシン®と放射線を併用したPhase / 臨床試験（日本）

今回の調達資金を、上記1)～2)の臨床試験推進に充当したいと考えています。

当社はこれまでの研究で、テロメライシン®の腫瘍溶解作用がCTL（Cytotoxic T Lymphocyte：細胞傷害性T細胞）（\*1）の活性を誘導することによる腫瘍免疫増強効果を確認し、免疫チェックポイント阻害剤の併用療法が高い抗腫瘍活性を示すとの科学的判断を行いました。その結果、これらの治験の実施に対して国内外の臨床医の賛同を既に得ています。

なお、本号記載の資金使途に充当する金額は、過年度における当社の研究開発の実績を踏まえ、テロメライシン®の臨床開発に必要な外部委託費、免疫チェックポイント阻害剤購入費用等について算定し、決定したものであります。

\*1：CTL（Cytotoxic T Lymphocyte：細胞傷害性T細胞）

リンパ球T細胞の一種。がん細胞等の異物である細胞の抗原を認識し、同じ抗原を持つ細胞の増殖制御機構を刺激することで、能動的な細胞死（アポトーシス）を利用してがん細胞を破壊する。

## 臨床試験で使用するテロメライシン®の追加GMP製造の実施について

臨床試験で使用する薬剤は治験薬と呼ばれ、治験薬とその原体の製造における品質管理及び製造管理、並びに製造設備の基準はGMP（Good Manufacturing Practice）に定められています。治験薬GMPの目的は下記の3点です。

- 1．治験薬の品質を保証し、不良な治験薬の使用を防止することで被験者を守ること。
- 2．治験薬の均質性を保証することにより、臨床試験の信頼性を確保すること。
- 3．治験薬と市販医薬品の品質の同一性を保証することで、市販製品の安全性・有効性を確保すること。

当社はファブレス経営を標榜しており、臨床試験で使用するテロメライシン®を自社でGMP製造せず、外部の製造受託企業へ定期的な品質試験の実施と共に、今後の製造を委託しています。

当社はさらなるテロメライシン®の開発スピードアップを行うため、適正水準量のテロメライシン®在庫を保有する必要があると考えていました。GMP製造されたテロメライシン®を用いて臨床試験を積極的に推進するとともに、外部製薬会社とのライセンスアウト契約締結後の早期大規模臨床試験開始を実現したいと考えています。

なお、本号記載の資金使途に充当する金額は、過年度における当社の研究開発の実績を踏まえ、テロメライシン®の製造に必要な外部委託費、品質試験費用等について算定し、決定したものであります。

- （注）1 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
- 2 上記資金使途は、平成31年12月までの資金使途の内訳を記載したものであります。資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、実施時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。
  - 3 割当予定先との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。また、本新株予約権の行使時における株価水準によっては、上記の差引手取概算額を上回る金額を調達できる可能性もあります。その場合、調達時の状況に応じて、別途の資金使途に充当する可能性があります。なお、上表の資金使途及びその金額に変更が生じた場合には、東京証券取引所において適時開示を行います。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a．割当予定先の概要

名称	メリルリンチ日本証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目三井ビルディング
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎
資本金	119,440百万円
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%

（注） 割当予定先の概要の欄は、平成28年12月8日現在のものであります。

#### b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係	該当事項なし	
資金関係	該当事項なし	
技術関係	該当事項なし	
取引関係	該当事項なし	

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年12月8日現在のものであります。

#### c．割当予定先の選定理由

当社としては様々な資金調達先及び調達方法を検討してまいりましたが、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

また、当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも本スキームに類似した資金調達方法の提案も受けました。その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、メリルリンチ日本証券が有するトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等（注）」欄第2項「(2) 資金調達方法の選択理由（本スキームの特徴）」に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券を割当予定先として選定いたしました。

（注） 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

## d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,840,000株です（但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

## e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭での報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、メリルリンチ日本証券と締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（メリルリンチ日本証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

## f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの平成28年12月7日提出の第3四半期報告書及び割当予定先の平成27年12月期の事業概要（金融商品取引法第46条の4に基づく説明書類）に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその完全親会社における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の口頭での報告を受けております。

## g．割当予定先の実態

割当予定先であるメリルリンチ日本証券は、その完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの株式が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所及び東京証券取引所に上場されております。メリルリンチ日本証券は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しております。

割当予定先は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、割当予定先がかかるとの関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括チーム（コンプライアンス内）を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを、割当予定先からのヒアリング等により確認しております。

上述を踏まえ、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング30階、代表者野口真人（以下「ブルーラス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社の配当予想、当社株式の流動性について一定の前提を置きつつ、割当先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社は資金調達の実現を目的とするべく行使の停止を行わず随時行使指定を実施し、また割当予定先は権利行使期間にわたって分散的に権利行使（一度に行う権利行使の数は1回当たり40個（4,000株））を行うものとし、その他、当社が取得条項を行使しない、割当予定先が別記「第1 募集要項 1. 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）」欄第1項（本新株予約権の取得に係る請求）に記載のとおり株価が当初下限行使価格を下回った場合には当社に対して本新株予約権の取得を請求する等、一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権1個の評価額を金730円としました。

当社は、これを参考として、本新株予約権1個の払込金額を金730円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年12月8日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である669円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、ブルーラス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、ブルーラス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、ブルーラス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してブルーラス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はブルーラス・コンサルティングによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、平成28年11月30日現在の発行済株式数9,228,100株に対して最大19.94%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、別記「第1 募集要項 1. 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）」欄第1項に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,840,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は356,851株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は、市場の動向や当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番 1号 日本橋一丁目三井ビル ディング	-	-	1,840,000	16.63
アステラス製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁目 5番1号	727,200	7.88	727,200	6.57
WONIK CUBE CORP. (常任代理人 リーディング証 券株式会社)	20, PANGYO-RO, 255BEON-GIL, BUNDANG-GU, SEONGNAM-SI, GYEONGGI-DO, KOREA	712,900	7.73	712,900	6.44
浦田 泰生	東京都港区	320,700	3.48	320,700	2.90
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9 番1号	248,700	2.70	248,700	2.25
NVCC 6号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目4 番1号	211,000	2.29	211,000	1.91
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番 地	146,400	1.59	146,400	1.32
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁 目2番10号	144,900	1.57	144,900	1.31
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM	137,010	1.49	137,010	1.24
雨堤 正博	東京都渋谷区	120,100	1.30	120,100	1.09
計	-	2,768,910	30.03	4,608,910	41.66

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年6月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4 割当予定先であるメリルリンチ日本証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意図を有しておりません。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

## 8【その他参考になる事項】

該当事項なし

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期、提出日平成28年3月25日）及び四半期報告書（第13期第3四半期、提出日平成28年11月4日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年12月9日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年12月9日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期）提出日（平成28年3月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年12月9日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成28年3月28日提出）

#### 1 提出理由

平成28年3月24日開催の当社第12期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

- (1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年3月24日

## (2) 当該決議事項の内容

議案 定款の一部変更の件

定款を以下のとおり一部変更する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
議案	32,432	301	0	(注)	可決(99.080%)

(注) 当社定款第15条2項により、「会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う」と定めております。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

## 3 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第12期、提出日平成28年3月25日)提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年12月9日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)
平成28年3月25日～平成28年12月9日	44,300	9,228,100	16,569	5,088,907

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高には、平成28年12月1日から本有価証券届出書提出日(平成28年12月9日)までの間に生じた新株予約権の行使による変動は含まれておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	平成28年3月25日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期)	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	平成28年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第3四半期)	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月4日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 3月24日

オンコリスバイオファーマ株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恭治 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大録 宏行 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンコリスバイオファーマ株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコリスバイオファーマ株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オンコリスバイオフーマ株式会社の平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、オンコリスバイオフーマ株式会社が平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月2日

オンコリスバイオフーマ株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 恭治	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大録 宏行	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオンコリスバイオフーマ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、オンコリスバイオフーマ株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象に含まれておりません。